毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和５年３月９日
木　曜　日

号　外(2)

目　　次

議会訓令
○富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令　1

訓　　令

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和５年３月９日

富山県議会議長　渡　　辺　　守　　人

富山県議会訓令第１号

議会事務局

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県議会事務局文書管理規程（平成11年富山県議会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第31条に次の１項を加える。

３　前２項の規定にかかわらず、議会事務局長が別に定める施行する文書に公印を押印するときは、決裁文書（電子決裁に係るものに限る。）における第１項の認印の押印を省略することができる。

第35条第３項中「もの」の次に「又は議会事務局長が別に定める方法により文書管理システムにおいて施行年月日が分かる電子文書（議会事務局長が別に定めるものに限る。）が添付されたもの」を加える。

第51条の２第１項第５号中「富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第１号）」を「富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和４年富山県条例第55号）」に、「富山県個人情報保護条例第19条」を「富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条」に、「第30条」を「第35条」に、「第38条」を

「第42条」に改める。

附　則

この訓令は、令和５年３月10日から施行する。ただし、第51条の２の改正規定は、令和５年４月１日から施行する。

（議・総務課）

令和５年３月９日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番